

大阪白山会会則

第1章 総則

第1条 本会は、大阪白山会と称し、事務局を会長宅に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦と発展を図り併せて郷土の振興に寄与することを目的とする。

第2章 事業

第3条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総会、県人大会、白山市関係の故郷会との交流。
- (2) 会員名簿の作成、関西石川県人会報、広報「はくさん」の配布
- (3) 白山麓出身青年の育成、その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 組織及び会員

第4条 本会は、関西地区に在住するものであって、本会の趣旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 白山市、白山麓出身者又は縁故者(以下「個人会員」という。)
- (2) 会員は、転居その他異動を生じたときは、その旨を役員に届けること。

第4章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

| | |
|------|-----|
| 顧問 | 若干人 |
| 相談役 | 若干人 |
| 会長 | 1人 |
| 代表幹事 | 1人 |
| 会計 | 1人 |
| 監事 | 1人 |
| 幹事 | 若干人 |

役員任期は2か年とし、再任は妨げない。

第6条 本会の経費は会費並びに寄付金及びその他の経費をもって充てる。

- (1) 年会費(1,000円)は年次総会の時に徴収する。
- (2) その他の催事に参加する会員の費用は全額自己負担とする